

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

告示
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査(監理課)……………



山口県告示第百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定により、平成二十一年度において県が発注する建設工事等(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

一 建設工事等

- (一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)
- (二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント

業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。))

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

- 1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)(で、平成十九年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。))を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
- (2) 建築一式工事 八百
- (3) 鋼構造物工事 七百五十

2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業務を営む者(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十三條第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。)(で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの

- (1) 経営規模
 - ア 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)(の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日(以下「審査基準日」という。)(以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
 - イ 審査基準日の属する事業年度の決算(以下「基準決算」という。)(における自己資本の額
 - ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
- (2) 経営状況
 - ア 基準決算における流動比率
 - イ 基準決算における自己資本固定比率
 - ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
- (3) 職員の資格取得状況
- (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
- (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

- (6) 環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関（平成九年四月二十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）持続性センターの認証及び登録の有無
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下、「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無
- (8) 会社の合併の有無
- (9) その他の事項

申請日までの営業年数

(二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十二年三月三十一日までとする。ただし、七の(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し
- 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）
- 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）
- 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）
- 5 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 6 個人にあつては、誓約書（別記第五号様式）
- 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し
- 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表

9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものにあっては、当該認証に係る登録証の写し

10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの認証及び登録を受けたものにあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の2の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものにあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

12 その他知事が特に必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官史事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年財務省告示第三百七十一号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 共同企業体の特例

建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第六号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

六 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第七号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(五) 県内の営業所の新設又は廃止

(六) 代理人

七 その他

(一) 特定調達契約により平成二十一年度において調達する特定役務のうち建設工事の

- 種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。
- (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十一年度中に平成二十二年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
- (三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課（電話〇八三一九三三—三六二九）にすべし。

別記

第1号様式（その1）
（建設業者の場合）

取 付 欄

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

許可を受けている建設業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号
	年月日	工業業 許可
	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号
	年月日	工業業 許可

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記

第1号様式(その2)
(建築関係建設コンサルタントの場合)

受付番号

競争入札参加資格審査申請書

山口県知事 様

年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

登録を受けている事業	建設コンサルタント	第 号	年 月 日	登録
------------	-----------	-----	-------	----

貴県所管に係る建築関係建設コンサルタント業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

		営 業 所		
名 称	許可を受けている建設業又は登録を受けている事業	所 在 地	電話番号	
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計	箇所			

記入要領

- 1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。
 - 2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第1号の記載要領の6の表中の()で示された略号で記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式

誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式（その1）

（經常建設工事共同企業体の場合）

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 （共同企業体の代表者）

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑪

下記の共同企業体について、貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	許可を受けている建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			
希望する工事種別			
希望する工事場所			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (その2)
(特定建設工事共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

記

共同企業体の名称	許可を受けて いる建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (その3)
(建設コンサルタント共同企業体の場合)

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑭

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

記

共同企業体の名称	登録を受けて いる事業	登録番号	登録年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 (代表者)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名



下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者 2 建設コンサルタント
変 更 事 項	1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
	2 商号又は名称
	3 代表者の氏名
	4 営業所の名称、所在地又は電話番号
	5 県内の営業所の新設又は廃止
	6 代理人
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十一年三月三十一日印刷
平成二十一年三月三十一日発行

発行人所 山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）